

議第九十五号

知事の期末手当の特例に関する条例の専決処分の承認について

令和二年五月二十九日地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条の規定により、別記のとおり専決処分したので報告し、その承認を求めらる。

令和二年六月二十三日提出

岐阜県知事 古田 肇

別記

岐阜県条例第三十五号

知事の期末手当の特例に関する条例

知事の令和二年六月の期末手当の額は、知事及び副知事の給与に関する条例（昭和二十四年岐阜県条例第十八号）第三条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。